

## 原村診療所に医師派遣 藤川裕恭先生が、5月から診療にあたっています

平成23年に、原村国民健康保険直営診療所(原村診療所)と諏訪中央病院は「医師派遣に関する契約書」を締結し、平成27年までに5名の医師が派遣されました。今回、藤川裕恭先生が派遣されています。



諏訪中央病院内科医師  
藤川 裕恭 先生

### 大自然に魅せられて

皆さんはじめまして、このたび5月から半年間原村診療所で勤務することになりました。藤川裕恭です。名前は、「ひろひさ」と読みます。専門は、内科全般です。生まれは兵庫県で、大学時代は東京都で過ごし、という事で、大学時代までは一見長野県とは縁のない生活を送っていた私ですが、この土地に思い魅せられて、今では当地で勤務しています。例えば、長野県との縁は、幼少期に遡ります。幼少期、家族で穂高の温泉までよく来ていました。兵庫県では味わえないような大自然に囲まれながら、ゆったり過ごしたものでした。

の記憶は淡くなりかけていた大学時代でしたが、ある日、大学の友人に誘われて、山岳部に入ることになりました。登山という、私の出身高校では、毎年2月に「耐寒登山」という行事があったり、寒い中、へとへとになりながら山を登った苦い思い出がありました。熱心に誘ってくれた友人がいたので、入部してみたものの、そんな次第ではじめは、「本当に登山が楽しいのだろうか。」と半信半疑でした。しかし、一度登ってからは、すっかり登山に夢中になってしまいました。「ああ、こんな空気っておいしかったんだなあ。」「緑が綺麗だなあ。」と、しみじみ思いました。山岳部に入ってから、毎年夏に来ていたのが、長野県松本市の穂高連峰の真ん中にある「涸沢」というところでした。私の在籍していた東京大学医学部山岳部は、たくさんの登山者に安全な登山を提供できるよう、昭和35年から、涸沢で夏季診療所を開設して

います。診療所は、夏季のみ開設し、その間は主に山岳部のOB・OG医師が交代で診療にあたり、学生は医師の診療の補助をしています。診療の補助をしながら、将来自分が医師になる日のことを考えてはわくわくしたものです。診療をしていない間は、澄んだ空気を体存分に味わって、ゆったり過ごさせていただきました。その後、縁あって、平成25年から諏訪中央病院で勤務しています。現在は「家庭医療後期研修プログラム」というものに在籍しており、その一環で、このたび半年間、原村診療所に勤めることになりました。大学の、病院の大先輩である、今井澄先生のように、少しでもこの地域の皆様のためになれるよう、一生懸命働きたいと思えます。ちよとしたことでも構いませんので、お気軽にご相談ください！半年間、よろしくお願いたします！

藤川先生は、5月から10月までの6か月間、安藤公二先生と2人体制で診療にあたります。原村診療所の診療日、担当医師などについては、13ページをご覧ください。

問 原村診療所 ☎79-2716 (直通)

## “老若男女が元気で人生を送れる施設”を目指して—— 新 保健センター「そよかぜ」にお越しください

4月28日に新保健センターが開業し、もうすぐ2か月となります。既に多くの皆さんが、健診や予防接種等で利用されています。

保健センターでは、保健師・栄養士が常駐し、健診や予防接種、栄養に関すること、人間ドックの補助金申請などを行っています。



内覧会 一般開放の様子

業務開始を控えた4月27日に、竣工式・内覧会を行いました。竣工式には村関係者をはじめ、建設関係者、「そよかぜ」の愛称命名者が出席し新しい保健センターの完成を祝しました。午後から一般の方に向けて施設を開放すると、訪れた住民の方が「これから利用するのが楽しみ」と施設を見学していました。



▲竣工式 テープカット

### ■施設の内装

●栄養指導室  
離乳食教室や、今年度から始まる幼児食教室などの調理実習に使用されます。



●ホール  
仕切りで小部屋に分け、集団健診や予防接種等に使われます。



●エントランスロビー  
正面玄関すぐのロビーです。右手に事務室がありますので、お気軽にお声掛けください。



●相談室  
個室で相談を希望される方のための部屋です。

●外観  
保健センターと地域福祉センターを職員が行き来する渡り廊下が見えます。



▼健診室(3部屋)  
個別健診・診察に使用します。



●ベランダ  
日当たりのよいベランダです。ホールにも日差しが差し込むような大きな窓になっています。



# 野生鳥獣の被害から生活を守る

近年、ニホンジカやイノシシ、ハクビシン、カラスといった野生鳥獣によって、農作物や樹木が荒らされる被害が多発しています。

原村における被害額は350万円余りにのぼるとみられます。この被害の多くはニホンジカによるものであり、年間被害額の80%近くを占めています。

被害をもたらす鳥獣は、村の豊かな自然の中に暮らしている野生生物の仲間ですが、繁殖力が高まり、生息数が圧倒的に増えていることから生態系のバランスが崩れ、人間の生活をおびやかすようになってきていますとみられます。

村では、鳥獣被害対策協議会を中心に、鳥獣被害対策に取り組んでいます。今回は、これらの取り組みについて紹介します。

## 原村鳥獣被害対策協議会の活動

村では、増大する農作物の被害に対応し、その減少を図るために住民の代表者、原村猟友会、農協、村行政、県関係機関などから構成される「原村鳥獣被害対策協議会」を平成22年度に改組して活動を強化しています。

被害の軽減には、集落を単位とする「集落ぐるみの総合的な対策」を進めることが、不可欠です。そのため「原村鳥獣被害対策協議会」では、関係者の連携を強化し、野生鳥獣に負けない集落ぐるみの総合的な被害防止対策をすすめることを基本的な考えとし、国や村からの補助金を受けて、くくり罠や捕獲器の購入、人里の整備を行っています。

■原村鳥獣被害対策実施隊の活動  
鳥獣被害による被害が拡大する中、被害を最小限にするため、平成24年度より原村猟友会の皆さんの

協力を得て、原村鳥獣対策実施隊を結成し、通年によるくくり罠を活用した捕獲駆除を行っています。当初予定していた数より多くのニホンジカを捕獲することができ、更なる捕獲を計画しています。

## 野生鳥獣の「防御」と「駆除」

被害を食い止める対策は大きく「防御」と「駆除」の2つがあります。被害対策には、これらを複合的に組み合わせ



▲野生鳥獣の被害に遭ったトウモロコシ畑

わせて、効果を高めていくことが大切です。

●防御  
野生鳥獣が農作物や農家に近づかないように、侵入を防止したり、活動の制限を行うための対策です。

広範囲な「防護柵」や個々の「防護ネット」の設置、ニホンジカなどが安心して出沒できない見通しの良い場所「緩衝帯」の設置などがあります。

## ●駆除

これまでは、原村猟友会に委託し、狩猟期間として11月15日～2月15日、駆除期間として2月中旬～3月末日まで、銃器による駆除を実施してきました。

平成24年度からは、くくり罠やオリによる捕獲を加えて実施することになったため、年間を通して捕獲・駆除を行います。

## 平成28年度 野生鳥獣被害対策

村では、被害発生状況に応じて集落全体としての取り組みが進むよう合意形成を図りながら、個人、地区、行政などの連携のもとに、本格的かつ総合的な防除対策を行っていきます。

## 原村鳥獣被害対策協議会による協働事業

### ■緩衝帯整備事業

80万円

農地や住居区域に近い、地区や個人が所有する荒れた山林の雑木整備を行い、見通しを良くすることで、ニホンジカなどが出沒しない環境を整備します。  
今年度は、約2ヘクタールを予定しています。



▲水田に設置された防護柵

## ■くくり罠の購入・設置 20万円

ニホンジカの足などを捕捉する罠を購入・設置します。  
今年度は26個を購入予定です。

## ■村が実施する 野生鳥獣被害防止事業

### ■防護柵・防護ネットなどの設置補助事業 30万円

農作物の野生鳥獣による被害を未然に防止するため、防護ネット等を設置した農業者に対して、要した経費（購入費）の30%以内を補助します。

## 地域ぐるみで取り組む被害防止対策

増え続ける野生鳥獣被害に対して、村では前述のような対策を講じていますが、これらは行政単独で実施しても効果はありません。住みやすい地域づくりの一環として野生鳥獣被害問題を捉え、地域ぐるみで対策を行うことが重要です。

農地の管理はもとより、森林の手入れをすることもニホンジカなどを寄せつけないために大切です。

また、防護柵やくくりワナの効果的な設置場所や、設置・管理等の手順について、次のように取り組む必要があります。

- ① 集落ごとの被害状況の把握と対策内容の検討
- ② 集落ぐるみの対処方法・対策についての合意形成
- ③ 集落組織による設置と管理

## 皆さんで、協力して対処していきましょう!!

野生鳥獣から自然環境や生活環境を守る3要素

- ① 被害を及ぼす野生鳥獣の生態や活動状況を知る
- ② 被害地域への侵入を防止する
- ③ 野生鳥獣から自分たちの環境や財産を守る

集落ごとに対策内容の検討を行う場合は、農林課農政係職員が伺いますのでご連絡ください。

農林課農政係 ☎79-7931(直通)